

令和5年第10回

# 荒川区教育委員会定例会

令和5年5月26日

於) 第九峡田小学校 ランチルーム

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第10回定例会

- |        |   |  |
|--------|---|--|
| 1 日 時  | 令和5年5月26日   | 午後3時00分  |
| 2 場 所  | 第九峡田小学校 ランチルーム  |  |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>委 員<br>委 員<br>委 員  | 高 梨 博 和<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記   |
| 4 欠席委員 | 教育長職務代理者  | 坂 田 一 郎  |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教 育 総 務 課 長<br>教 育 施 設 課 長<br>教 育 施 設 課 長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教 育 セ ン タ ー 所 長<br>生 涯 学 習 課 長<br>ふるさと文化館学芸員<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>的 場 寛<br>田 中 欣 也<br>佐 藤 彰 洋<br>下 条 知 淑<br>杉 山 茂<br>青 谷 宗 彦<br>野 尻 かおる<br>原 田 正 伸<br>松 本 典 之<br>齋 藤 一 幸<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 1 6 号 財産の取得（防犯カメラ）に対する意見の聴取について

議案第 1 7 号 令和 6 年度から使用する小学校教科用図書採択に係る選定調査会の委員の委嘱について

( 2 ) 報告事項

ア 損害賠償額等の決定に関する専決処分について

イ 令和 5 年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について

( 3 ) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第10回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

2月24日開催の第4回定例会及び3月10日開催の第5回定例会の議事録を皆様にお送りしております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項2件、報告事項2件となっております。

初めに、審議事項、議案第16号「財産の取得（防犯カメラ）に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第16号「財産の取得（防犯カメラ）に対する意見の聴取について」でございます。提案理由でございます。令和5年度荒川区議会定例会・6月会議に提案をするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。取得の目的でございます。街頭に設置してある防犯カメラのうち、耐用年数が経過したのものについて、これを買替えるものでございます。

財産の種類につきましては、防犯カメラでございます。

財産の明細につきましては、防犯カメラ88台で、そのうち教育総務課分が66台、生活安全課が設置をしております該当カメラが22台、同じ仕様で、集合で契約をするものでございます。

取得金額でございます。3,412万2,000円でございます。

取得の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の4から9までの規定に基づきまして、制限付き一般競争入札を行いまして、その中の最低価格提示者と契約をするものでございます。

取得の相手方につきましては、記載がございます、セントラル警備保障株式会社が今現在契約の相手先として仮契約を行っているものでございます。実際には6月会議にかけて、議案として承認されれば、その後契約になるところでございます。通学路の防犯カメラにつきましては、平成26年から30年の間に、東京都の補助金が通学路に対して、防犯カメラ設置の補助金が2分の1助成でございました。5か年で通学路防犯カメラとしては190台でございます。そのうちの66台が8年目になりましたので、耐用年数7年を超しましたので、今年度交換するものでございます。ちなみに昨年、生活安全課で導入をしまして、今まで1

10度から120度ぐらいの角度しか映らなかったものが、今回のカメラは180度、かなり広角度で見られるような形の最新型の機器を同じ仕様で契約するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。先生方いかがでしょうか。

繁田委員 予備知識が何もないので教えていただきたいのですが、例えば人口当たり大体何台とか、区によってそういう落差とかはあるのか、あるいは荒川区の設置状況というのは、他の区市に比べてどのようになっているのか教えてください。

教育総務課長 各自治体によって力の入れ方が違っておまして、特に荒川区の場合は生活安全課が設置したカメラのほかに、公園ですとか児童遊園に土木管理課が所管をしているカメラですとか、防災課の設置しているカメラが公共としてございます。そのほかに生活安全課が補助金を出しておまして、各町会とか商店街なども独自に設置しておりますので、区全体からすると、ほぼ全域にという形になります。通学路の防犯カメラについては、都の補助金の上限が95万円でしたので、大体1校当たり8台配置をしているところです。生活安全課のカメラとはなるべくバッティングをしないような配置をしてございまして、学校とまた地域の方と相談をして設置しております。抑止力というところでは、荒川区はかなり進んでいたのかなと思います。

繁田委員 充実していることが分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか御意見、御質問等ございますでしょうか。長島委員。

長島委員 通学路への設置というのは平成26年からで、そのほかの防犯で生活安全課などということですが、通学路に設置する以前から設置していたのですか。そこら辺の時期関係というのはどんな感じなのでしょう。

教育総務課長 開始の月日がちょっと、他の部署の資料が手元にないので調べないと出てこないのですけれども、教育の通学路の防犯カメラはかなり早い段階です。区単ではなくて補助金が付いたので、一番初めの方ではあるのですけれども、その前に確か公園とかその辺が設置をしていたような印象があるのですが、手元に詳細がないので申し訳ございません。7年が経過して更新をし出しているのが、生活安全課が昨年からは始めていますから、生活安全課の方が1年早いかもしれないです。

長島委員 大体7年ぐらいで替えていくと。

教育総務課長 そうですね。当初5年ぐらいでと思っていたのですが、基本的にその機種の様子が耐用年数7年と書いてあったものですから、その7年を更新の契機というので、全庁的にそれでそろえています。ですから、ちょうど7年、昨年、生活安全課は更新していますか

ら、8年ぐらい前からですかね。

長島委員 ありがとうございます。ということは、そこら辺を歩いていたら防犯カメラがあるということですかね。あまり気を付けて見たことがないので。

教育総務課長 通学路の防犯カメラは電柱のところとかに、御覧いただくと通学路防犯カメラと書いてありまして、管理者として教育総務課長と書いてあります。そのほかの電柱にあるカメラは、生活安全課が多いと思います。たまに町会のカメラがあります。御覧いただくと、通学路の防犯カメラは必ず電柱に「通学路防犯カメラ」と表示してあります。

長島委員 気を付けて見てみます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。小林委員。

小林委員 防犯カメラの設置に関しては、いろいろな意見がかつてはあったかと思うのですが、子どもが通学の途中で犯罪に巻き込まれるような事案もかなり増えてきておりますので、やはり子どもたちの安全を守るために非常に重要だと思っています。今回更新されてさらにいいものになるということでしたので、非常にいいですね。

教育総務課長 実際はライブカメラではないので事後になってしまうのですが、表示も含めて抑止力というところでは比較的あります。実際に警察からの捜査については年間100件くらい教育総務課だけでも、毎日のように警察の方がいらっしゃっているのですが、どちらかという今は特殊詐欺とか窃盗とかを警察が照合するようなのが多くて、今のところ荒川区は幸い子どもの事故とかほとんどないのですが、それで防犯カメラを活用したという事例はこのところ出ていないです。ただ抑止力としては「通学路防犯カメラ」と書いてありますし、荒川区の場合はそのほかにもシルバーさんが見守りで必ず低学年については自宅近くまで送っているのです、両方で、通学路の特に下校時については安全が確保できているかなと思います。

教育長 ほかによろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終了させていただきます。議案第16号につきまして、御意見はございませんでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第16号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第16号「財産の取得(防犯カメラ)に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第17号「令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」ですけれども、本件につきましては、教科用図書採択の公正

を確保する必要がありますので、会議規則第11条の規定及び荒川区立学校教科用図書採択要綱第7条により会議を非公開とし、議事録及び資料については、採択が終了するまで時限秘とさせていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第17号については会議を非公開とし、議事録及び資料については採択が終了するまで時限秘とさせていただきます。

本件につきまして、下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 それでは、議案第17号「令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」御説明をさせていただきます。御手元の資料7ページを御覧ください。

提案理由でございます。令和6年度から使用いたします小学校教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究に当たる選定調査会の委員を委嘱するものでございます。調査会の構成としましては、荒川区立学校教科用図書採択要綱第5条に、選定調査会は次の各号に掲げる委員10名以内をもって構成し、教育委員会が委嘱する。1、学識経験者、2、地域関係者、3、保護者、4、学校関係者と定められております。この要綱に基づきまして、令和6年度使用小学校教科用図書選定調査会委員6名を選出したものでございます。

では、敬称略にて御案内いたします。まず、学識経験者、箕輪潤子、武蔵野大学教育学部幼児教育学科の教授。また次の者、八木敦子でございますが、学識経験者及び地域関係者としてお願いしております。保護司、東京国際外語学院長、また上智大学の非常勤講師でございます。保護者代表者2名、緒方裕作、小学校PTA連合会会長、第二峡田小学校PTA会長。谷島慶太、小学校PTA連合会からの推薦でございます。瑞光小学校PTA会長。学校関係者2名でございます。津田利枝、荒川区立小学校校長会副会長、峡田小学校長。保坂美加子、校長会からの推薦です。荒川区立第二瑞光小学校校長。以上、6名の皆様でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 一つよろしいでしょうか。説明の中で採択要綱に10人以内と決められているということで、今回6人なのですけれども、前回あるいはこれまでも大体6人でやってきたと捉えてよろしいでしょうか。

指導室長 今回の委嘱におきましては、さきに御説明させていただいた採択方針の中で、特に本区の子どもたちにとって、地域に対する理解を深めて、誇りや愛着などの心を育むことができる教科書。それから本区の歴史や区政等々で区民として受け入れることができるといっ

たところを重点において委嘱をさせていただいたものでございます。結果としては6人になりましたが、こちらの方は条件をクリアしておりますので、こちらの方で今回委嘱のお願いをさせていただくところでございます。

前回の選定調査会におきましては、2番の八木敦子様が加わっていただいていることも申し添えます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第17号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第17号につきまして、原案のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第17号「令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」は原案のとおり決定といたします。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「損害賠償額等の決定に関する専決処分について」を議題といたします。的場教育施設課長、説明をお願いします。

教育施設課長 損害賠償額等の決定に関する専決処分についてでございます。この案件につきましては、尾久第六小学校の門扉が強風にあおられ、走行中の自動車に衝突した事故の損害賠償額等に関する専決処分について報告するものでございます。

事故の発生日時ですが、令和5年2月26日日曜日、午後4時10分頃、発生した事故でございます。場所といたしましては裏面を御覧いただきたいのですが、地図を上段に入れてございます。真ん中辺りが尾久第六小学校になります。丸で囲った部分に門扉がございまして、ここの門扉が強風にあおられて道路側に飛び出したことで、走行中の自動車にぶつかったものでございます。表面に戻っていただきまして、被害者は株式会社シードでございます。損害額については3万3,077円といった損害金が確定してございます。

今回の事故については、自動車のバンパーが外れたといった事故で、人身被害はなかったという報告を受けてございます。こちら裏面下の段を御覧いただきたいのですが、自動車の写真が載ってございます。バンパーの部分が若干ずれているといったことが分かるかと思えます。このバンパーのずれに生じた損害金が発生したといった内容でございます。

また、表面に戻っていただき、事故の発生の経緯です。事故の当日午前11時頃、尾久

第六小学校の教員が荷物の搬入のために来校してきて、車を止めた後、校内で仕事をしていたといったところでございます。事故の発生ของときは、中で仕事をしていたということで、この教員は事故の発生に気づいていなかったという報告を受けてございます。翌日27日、警察が学校を訪問し、前日の事故の報告があり学校内で防犯カメラを確認したところ、車と門がぶつかっているところが認知されたものでございます。

事故後の対応でございます。特別区自治体総合賠償責任保険を介しまして、過失の割合と今回の損害賠償額が決定しましたので、この後開かれます6月会議で報告を予定しているところでございます。

また、次の再発防止については、今回の件を受けて、各学校の方に注意喚起の通知書を出してございます。特に天気の悪いときの、風の強いときの学校施設の管理を十分徹底してくださいというお知らせをさせていただいております。

説明は以上になります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

長島委員。

長島委員 資料を送っていただいたときにぱっと読んで、ここに来られた教員の先生の関係と事故の車の関係がよく分からなかったのですけれども、今、説明を聞いて分かりました。先生がやって来て、学校の中に車を止めて、閉めたのだけれども。

教育施設課長 フックはかけてあったのですけれども、本来施錠すべきところ、それを忘れてしまっていて、強風でフックが外れて道路に出ってしまった。

長島委員 走行中の車にと。よく分かりました。

教育長 そのほか、いかがでしょう。繁田委員。

繁田委員 今のお話にもありましたけれども、施錠を今度は忘れないようにということでしょう。もし具体的に確認というか、再発防止の観点から考えていることがあれば、教えていただけたらと思います。

教育施設課長 再発防止につきましては、今、御説明したように各学校の方に通知文を出させてさせていただいております。その通知文を基に各学校の教員の会議の中でほかの先生方にも周知をしていただくといったところが、一番大切なのかなと考えてございます。

長島委員 一ついいですか。休みのときに先生方が学校に来て何か仕事をするというときに、あらかじめ申請を受けたりとかそういったことはあるのでしょうか。それとも何かやらなくてはいけないことがあるとあって、学校に行って開けて入ってという、そこら辺どうなっているのかなと思ったのですけれども。

指導室長 今の御質問につきましては、事前に学校として校長が命じてということとはほぼほぼ

ないのです。教員が自主的にやらなければならないことを見つけて、今回も恐らく自主的に荷物の搬入というところで来たと思われま。今回につきましても、そうした経緯も含めて、やはり施錠すべきところはすると、それから安全確認をすることはするといった当たり前のことをもう一度再確認するという意味で、今回しっかり教員の方にも私の方から指導してまいりたいと思います。

長島委員 場合によっては校長先生が、日曜日に誰かが来ていてというのを報告がなければ分からない可能性とか、そういったことはないのですか。

指導室長 休日の勤務につきましても、校長又は副校長を通して事前に伝えている場合、それから終わった後に、こういうふうに出勤しましたというところを、事後に報告するという場合の二つございます。いずれにしても管理職が必ず把握するという体制が整っております。

教育総務課長 そのほかに出退勤システムが入っておりますので、休日もピッとやると、誰が何時に入って、誰が出たというのは鍵の管理とは別に業務として入る場合については、それを取れる形にはなっています。

長島委員 大学で勝手に行くとっては変ですけども、仕事があつて入って、帰って来てとやっていたものですから、学校はどうなっているのかとお聞きしました。どうもありがとうございました。

教育長 そのほかなければ次に進めさせていただきます。

報告事項イ「令和5年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「令和5年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」でございます。

ポイントでございます。令和5年度荒川区登録・指定文化財候補について、荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

内容でございます。審議会の日時は、令和5年6月7日16時からでございます。

次に諮問事項でございます。荒川区登録文化財については3件ございまして、1件目が、有形文化財、建造物、木造七面明神立像宮殿、所有者は延命院でございます。2件目が、有形文化財、歴史資料、出羽三山供養塔、所有者は素盞雄神社でございます。3件目が無形文化財、工芸技術、提灯文字、保持者は石井達也氏でございます。

次に、荒川区指定文化財については2件ございまして、1件目が有形文化財、彫刻、木造七面明神立像、所有者は延命院でございます。2件目が無形文化財、工芸技術、衣裳着人形、保持者は竹中温恵氏でございます。これらの詳細につきましては、ふるさと文化館の学芸員から説明をさせていただきます。

ふるさと文化館学芸員 それではふるさと文化館学芸員から、登録指定文化財の候補の内容について御説明させていただきます。

資料13ページ、それから14ページ、それと15ページになります。それでは、登録文化財、有形文化財、建造物、木造七面明神立像宮殿。所有者は延命院でございまして、所在地は表記のとおりでございます。内容につきまして、慶安3年(1650)の胎内木札のある木造七面明神立像、これは区登録有形文化財になっております。これを納めている宮殿。同院の七面堂の中に安置されてございまして、建造年代につきましては、木造七面明神立像と同時期の慶安3年頃と推定されております。宮殿というのは、仏像ですとか位牌などを納める小さいお堂ですね。棟や柱を伴う厨子の一種でございます。写真を見ていただきたいのですが、引きがない場所でしたので、上と下に分かれておりますが、上部見ていただくと、非常に複雑な組みがしてございまして、小さい物ですが本格的なお堂のような構造になっております。ですから、建造物という形で諮問させていただきたいと思っております。

続きまして、有形文化財、歴史資料、出羽三山供養塔(文政十年丁亥歳銘)。これは南千住六丁目にあります素盞雄神社の境内にある石造物でございます。内容につきましては、文政10年(1827)4月、下谷通り、これは現在の国道4号線沿いに発展した通新町という町がございまして、通新町の人々が建立した供養塔でございます。この石造物の裏面には、「東叡山御本坊元講中」、「羽黒山 深川御簾講中」の講名も刻まれております。出羽国、現在の山形県ですけれども、こちらに出羽三山がございまして、ここに対する江戸の人々の信仰をうかがうことができる資料かと思えます。当該資料の奉納者でございます通新町ですが、同じ年号、文政9年、この年に非常に巨大な獅子頭一対を製作して素盞雄神社に奉納しております。これは区指定有形民俗文化財になっているものですので、恐らく通新町の経済的な発展を表している、その一端を表せるような資料かと考えております。写真につきましては、墓石のような形をしておりますけれども、表面に出羽三山の名前が書いてありまして、通新町と台座に銘文がございまして。

続きまして、無形文化財、工芸技術、提灯文字です。南千住七丁目コツ通り商店街という商店街がございまして、こちらに「大嶋屋」という提灯屋がございまして。その御当主、石井達也さんです。今年50歳になられます。内容につきましては、明治30年創業の「大嶋屋」の四代目で、祖父銀一郎氏(元区指定無形文化財保持者)既に亡くなられております。それと父一郎氏(元登録無形文化財保持者)こちらにも亡くなられております。の傍らで育ち、家業の手伝いをしていました。会社勤めの後、平成21年より父一郎氏の下で修業をして、同26年の父の逝去後、跡を継ぎました。主に素盞雄神社の提灯、祭礼提灯に文字ですとか家紋、神社ですと神紋を描く仕事を手掛けております。現在、素盞雄神社の天王祭の準備が進

んでおりますけれども、拝殿に61か所の提灯が飾られております。それはすべてこの石井達也氏の作品でございますので、調査ではちょっと見ていただけないのですが、写真等で保護審議会に確認していただこうと思っております。写真につきましては、下のお写真とそれから素盞雄神社にいつも掲げられておりますが瑞光石、瑞光小学校の由来になっている石のところですか。ここの提灯も石井さんの作品になっております。

以上が、登録文化財の候補でございます。

続きまして、指定文化財の候補。

まず、有形文化財、歴史資料、木造七面明神立像。先ほど御紹介しました延命院さんの七面堂の中に祀られているものでございます。七面明神というのは日蓮宗の守護神のことでございます。万治3年(1660)身延山の鎮守七面山から日長上人が勧請したといい、また、慶安元年に徳川家綱の母、三沢の局が勧請したとも言われております。当該資料は、檜の寄木造でして、玉眼、彩色が施されております。慶安3年(1648)の胎内木札があり、願主は法寿院日命、仏師弥兵衛の作であることがこの銘文から分かっております。そのほか、鼻病平癒祈願をした人によって納められた法華経が仏像の中に納められております。非公開ですので、ふだん拝観することができません。昭和59年の登録でございましたが、ようやく調査の調整ができましたので、コロナ前から交渉してございましたけれども、今回宮殿とともに調査させていただくことになっております。この七面明神の写真はかわいらしい女性の姿をしている神様の像になっております。

続きまして、無形文化財、工芸技術、衣裳着人形、竹中温恵さん。町屋一丁目の京成の高架下で商売をされているお人形屋さんの竹中重男さんの奥様になります。御夫妻でお仕事をされております。昭和39年に夫・重男氏と結婚し、同45年より夫の製作を手伝う中で技術を修得しました。50年以上、夫の竹中重男氏とともに、衣裳着人形を製作しています。また、鶴屋半兵衛という号を持っておりまして、独自の木目込み風の衣裳着人形「おさな人形」も製作しています。平成19年度登録の保持者でございまして、今年6月9日で80歳になられます。写真につきましては、竹中温恵さんのお写真とこれは「おさな人形」。木目込みに似ているのですが、実は衣裳着人形の技法を使って作っているものです。地方でもよく売られているそうです。こちらを写真として御紹介させていただきます。

以上が、指定文化財の候補でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。小林委員。

小林委員 江戸時代の出羽三山に対する信仰について、ぜひ教えていただければと思います。

ふるさと文化館学芸員 出羽三山は非常に遠いですがけれども、江戸時代から関東、特に千葉県

などは農村に信者が多うございまして、荒川区も昔農村でございましたので、基本的には豊作祈願、死者供養、先祖供養のために信者の人たちが山に登るということをやっております、現在でも、ちゃんと装束を着けて登られる方がおります。ただし、荒川区は、これを歴史資料といたしましたのは、現行民俗として残っておりません。絶えてしまっている信仰なのです。ですから、江戸期にこういった信仰が残っている証拠として文化財に登録させていただきたいということがございます。

小林委員 そうですか、ありがとうございます。江戸期に出羽三山に行くということもあったのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 恐らくあったと思います。素盞雄神社は日光街道（日光道中）沿いにありまして、日光街道というのは奥州街道にも通じますので、やはり日光街道沿いの千住にも石造物があるようです。こういった信仰が農村に展開していたことと、それから上野の寛永寺さんに出羽三山の役所がありました。恐らく素盞雄神社の位置関係もここにこういった石造物を作らせた原因かと思います。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

では、私から。通新町の人たちが講を作って出羽三山に行ったということですか。

ふるさと文化館学芸員 恐らく行っていると思います。石造物の台座の部分に通新町と書かれています、その脇の後ろ辺りに名前が複数書いてありまして、名主クラスとか通新町沿いでいろいろな商売をされていた方たちが、講を作っていたのではないかと考えられます。

教育長 出羽三山というと、山伏という印象があるのですが。

ふるさと文化館学芸員 山伏について、山登りのときにはお宿も、山伏のお宿に泊まって登ったと思われませんが、素盞雄神社自体が江戸時代は本山派修験に関係する神社でした。

教育長 ありがとうございます。長島委員どうぞ。

長島委員 七面明神、七面堂とか出てきましたけれども、最初ぱっと見たときに、面が七つとか思ったのですが、どうもそうではなくて、日蓮宗で見延山で七面山とか、七面は結局何なのかなと思ったのですけれども。

ふるさと文化館学芸員 ちょっとまた今後の調査の中で、七面についても詳細に調べていきたいと思うのですけれども、日蓮宗の中では非常に大事な、身延山の後ろ側に七面山というお山がありまして、そこに祀られている神様だと聞いております。この七面明神につきましては、多くの女性の信仰を集めておりまして、これまでも幾つか延命院さんの資料を文化財にさせていただいておりますけれども、ほとんど女性が奉納しておりますので、その辺りの女性の信仰についてもこの調査で明らかにできればと考えております。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。繁田委員。

繁田委員 説明の中に、出羽三山に対する江戸の信仰とありますが、昔この出羽三山の信仰というのはかなりはやっていたのでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 はやっていたと思います。まだ、多少残っている地域もあるかと思うのですけれども、荒川区では、千住界限、早くに都市化してきますので、農村に多い信仰だったようなのですけれども、次第に廃れていったと考えられます。近代辺りまではもしかしてあったかもしれないのですけれども、既に形跡さえも残ってない状態です。聞き取りでも確認はできません。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

では、本件については報告了承とさせていただきます。

次に、「その他」の報告事項といたしまして、教育委員会の日程について教育総務課長から報告をお願いします。

教育総務課長 日程の前に、先ほどの防犯カメラのところで、教育総務課以外のところ、お答えできないところを調べたら出てまいりましたので、御報告だけさせていただければと思います。

教育委員会については通学路の防犯カメラが190台、生活安全課が139台、土木管理課等が214台、町会等、商店街も含めて497台、全部で荒川区は約1,000台ございます。年数についても調べたのですけれども、一番早いのは、平成22年に町会等に設置をしたのが初めてで、行政ではやはり1年前の25年度に生活安全課が44台設置したのが初めてのですから、教育が26年、7、8年前ぐらいから行政設置、町会の方がちょっと早いですね。町会、商店街どちらかは分かりませんが、早いです。

それでは、日程の方を御説明申し上げます。17ページをお開きいただければと思います。8月4日の教科書採択の時間でございます。8月4日金曜日については開会時間を13時30分からにさせていただければと思います。場所については、日暮里サニーホールになりますので、よろしく申し上げます。

その下でございませう。その他の予定のところ、昨年も小林委員、長島委員にオンライン等で御参加いただきました市町村教育委員会研究協議会の予定が下に記載されてございます。まだ、詳細は入ってございませんので、また後ほど御提案させていただければと思います。また、案件等についても希望や何かを後ほど聞かせていただければと思います。

日程については、以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第10回定例会を閉会とさせていただきます。

了